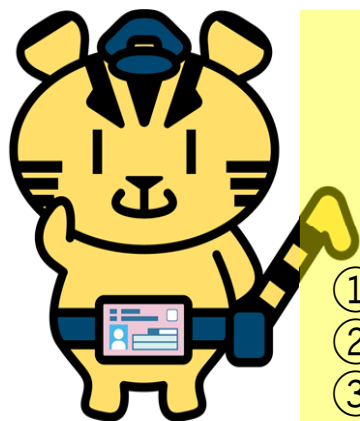


令和7年(2025年)9月1日から、マイナンバーカードの更新時に
マイナ免許証の情報が引継ぎできるようになりました！

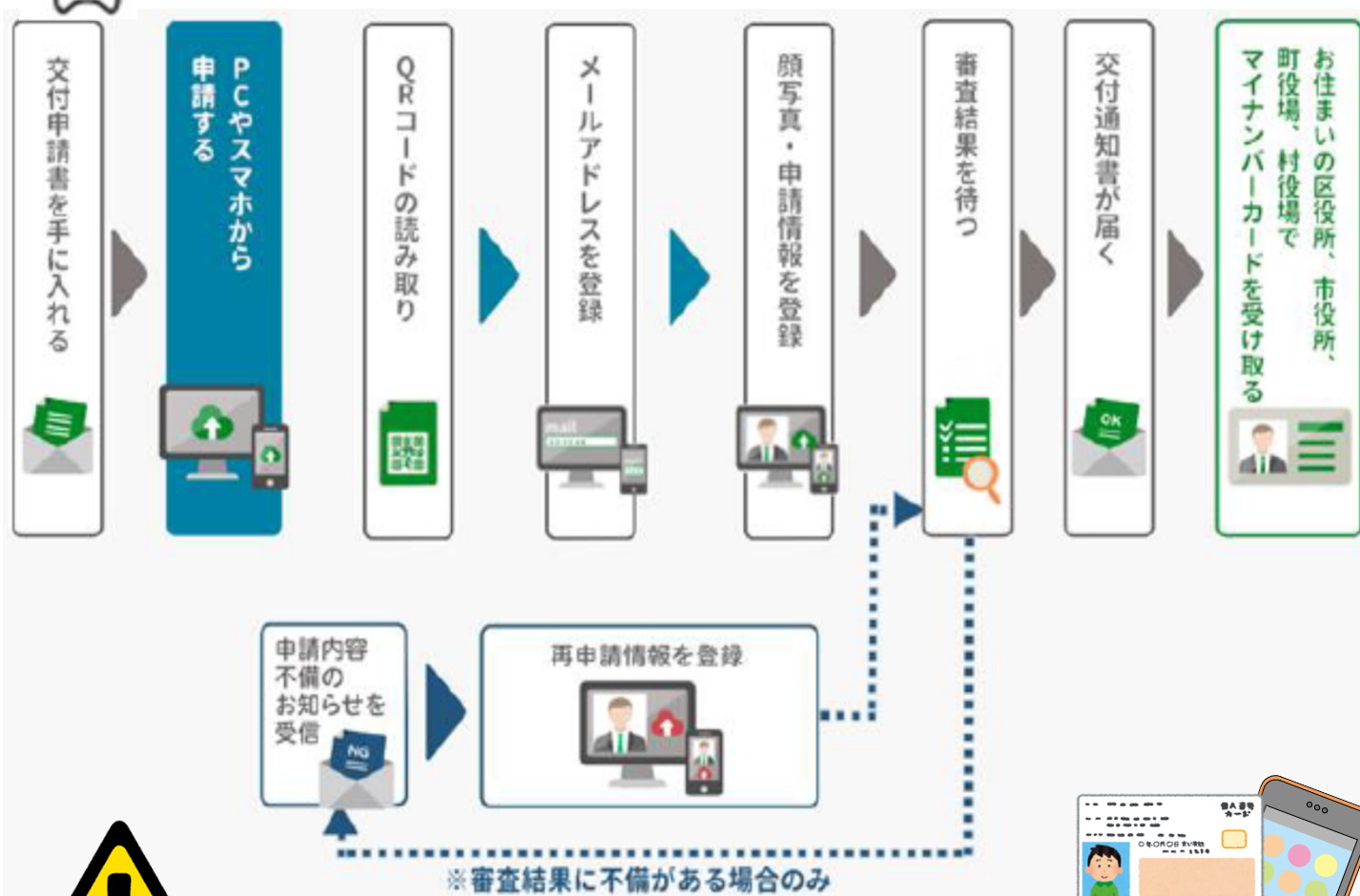


マイナ免許証の情報を引き継ぐためには、
次の要件をすべて満たすことが必要です。

- ① マイナ免許証を保有している
- ② 署名用電子証明書を提出している
- ③ マイナンバーカードの更新をオンラインで申請する
- ④ 更新後も電子証明書の利用申請をする



マイナンバーカードのオンライン申請手順(マイナカードHP)



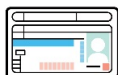
マイナンバーカード更新申請時点の免許証の情報が引き継がれます。
運転免許の更新も同じ年となる方は、注意してください。
詳しくは、運転免許センター又は警察署にお尋ねください。

マイナンバーカードの更新方法ごとの免許データの引継可否

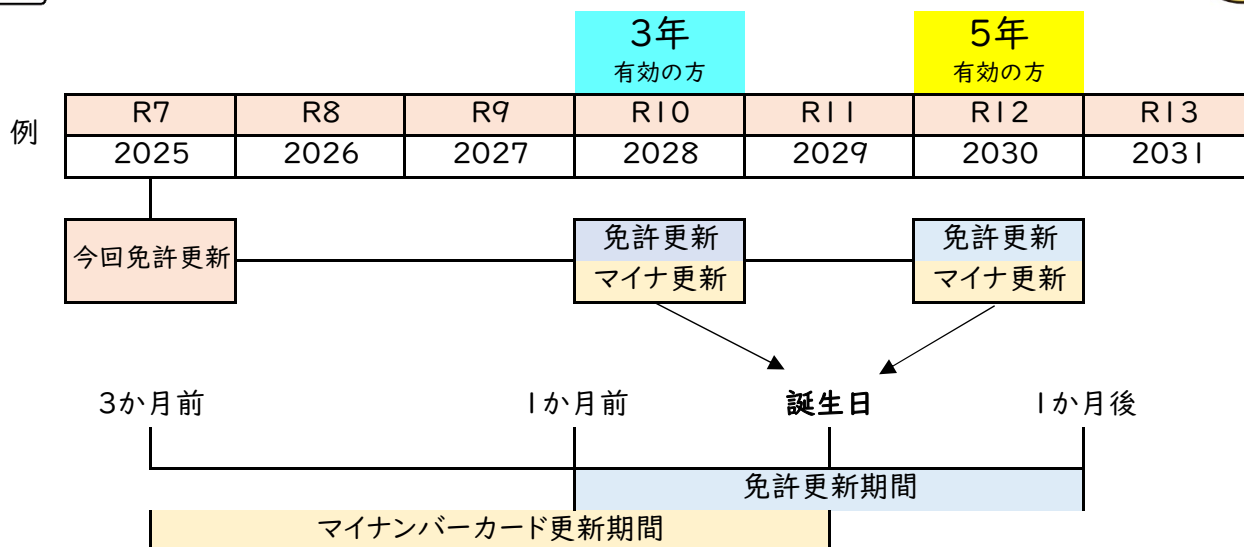
可否	マイナンバーカードの更新方法	説明
◎	オンライン申請 (スマホ等から更新申請)	免許データが引き継がれます (※1) ※1.マイナンバーカードのオンライン更新申請において、 次の手続きをされた方のみ引き継がれます ・オンライン申請時に免許の継続利用申請をしてください ・オンライン申請時に免許情報記録番号を誤りなく入力してください (注：運転免許証の番号ではありません！！) ・新たに交付を受けるマイナンバーカードでも署名用電子証明書の発行を希望してください 【注意】 オンライン申請しても、免許データの引継ぎに失敗する場合があります(申請内容に不備がある、免許停止中、システムエラー等)ので、マイナンバーカードの交付通知書が届いた際は、免許情報の記録結果欄を必ず確認してください ※2.事前に警察に署名用電子証明書を提出してください (免許更新時等に提出済みの方は不要です)
×	窓口訪問・郵送 (市町村の窓口での申請、 郵送による申請)	免許データは引き継がれません ・新たに発行されたマイナンバーカードを免許センター等に持参して免許データの記録の手続きが必要です(各分庁舎でも手続きできます)
×	証明写真機 (まちなかの証明写真機からの更新申請)	・記録の手続きには1,500円の手数料が必要です ・市町村で新たなマイナンバーカードの交付を受ける際は、帰りの道中に免許不携帯とならないよう注意してください

注意

次回免許更新とマイナンバーカードの更新が同じタイミングの場合



免許とマイナ、それぞれの更新について手順どおり申請をお願いします



マイナンバーカードの更新時に免許情報を引き継ぐ手順

☑マイナンバーカードを先に更新してから免許更新にお越しください

※マイナンバーカードは誕生日の3か月前から誕生日までの間に更新できます

※運転免許の更新は誕生日の前後1か月の間にできます

※運転免許の更新期間が切迫している場合は免許更新を先に行ってください



①マイナンバーカードの更新手続きまでに完了しておくこと

☑マイナンバーカード更新までに**警察に電子証明書を提出**(パスワードを入力)する

※免許更新時等に提出済みの方は不要です

②マイナンバーカードの更新書類が届いたら行うこと

☑マイナンバーカードの有効期限があるうちに速やかに更新申請を行ってください

☑マイナンバーカードの更新は**オンライン申請**で行ってください(役所窓口申請や郵送申請は不可)

☑オンライン申請画面で免許の継続利用申請に✓して申請します

☑オンライン申請画面で署名用電子証明書の発行を希望します

☑オンライン申請画面で**免許情報記録番号を間違えずに入力**して申請します

③役所から新しいマイナンバーカードの交付通知書が届いたら行うこと

☑交付通知書に記載された免許情報の引き継ぎ結果を確認します

☑役所で新マイナンバーカードを受領します

☑**交付通知書は役所で回収してもらうことなく、ご自身で持ち帰ります**

☑新マイナンバーカードを免許読取アプリで読み込み、免許情報が記録されていることを確認します

※引継ぎに失敗している場合、免許情報の再記録にお越しいただくまで運転はできません

④免許の更新期間中に免許更新手続きにお越しください

☑新マイナンバーカードを必ずご持参ください

☑運転免許証との2枚持ちの方は運転免許証も必ずご持参ください

新たなマイナンバーカードをマイナ免許証として引き続き利用するまでの流れ

マイナンバーカードの有効期間満了日までの期間が3か月未満となる
マイナンバーカードの券面の追記欄が満欄となる

現在、マイナ免許証を保有していない方

マイナンバーカードの更新後に
マイナー体化の手続きをしてください。

現在、マイナ免許証を保有している方

※マイナ免許証：免許情報が記録されたマイナンバーカード

個人番号カードオンライン申請サイト
においてマイナンバーカードの交付申請

市区町村の窓口や郵送等、
個人番号カードオンライン申請サイト以外
においてマイナンバーカードの交付申請

マイナ免許証等継続利用の手続きをする

マイナ免許証等継続利用の手続きをしない

市区町村から
交付通知書を受取



市区町村から
交付通知書を受取

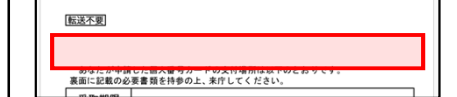
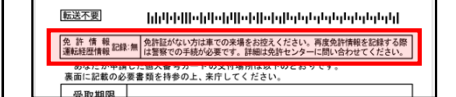
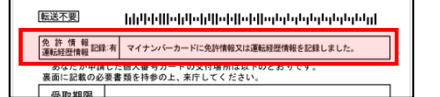


- 警察に署名用電子証明書を提出していない場合
- 免許が停止、取消し又は失効している場合
- 住所や氏名に署名用電子証明書で使用できない文字が含まれている場合
- 入力した免許情報記録番号に誤りがあった場合

交付通知書に「記録：有」

交付通知書に「記録：無」

交付通知書に記録結果の記載なし



市区町村の窓口で免許情報が記録された
新たなマイナンバーカードの受取

市区町村の窓口で免許情報が記録されていない
新たなマイナンバーカードの受取

市区町村の窓口で免許情報が記録されていない
新たなマイナンバーカードの受取

※マイナ免許証のみを保有する方で新たなマイナンバーカード
に免許情報が記録されていない場合、市区町村への受け取り
に自動車等を運転して来場することはお控えください。

免許情報が記録されていない新たなマイナンバーカードのみ
を携帯して自動車等を運転することはできません。

新たなマイナンバーカードに正確な
免許情報が記録されていることを確認
('マイナ免許証読み取りアプリ'で読み取り)

交付通知書を持参し、運転免許センター
等で新たなマイナンバーカードに免許情
報を記録（手数料徴収無し）

交付通知書を持参し、運転免許センター
等で新たなマイナンバーカードに免許情
報を記録（手数料徴収）

マイナ免許証としての利用が可能となります。